

**「省エネ機器導入支援事業」事務局運営等業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和4年12月28日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
「省エネ機器導入支援事業」事務局運営等業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和6年3月29日まで
- (3) 委託業務の内容
別紙 基本仕様書のとおり
- (4) 概算事業費
本業務に係る委託料の上限額は次のとおりとします。
94,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 受託業者の選考方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「省エネ機器導入支援事業」事務局運営等業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）による。

2 プロポーザル応募資格

参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 提案内容の実施に必要な知識、経験、資力、信用及び能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37条）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (8) プライバシーマークの使用許諾事業者の認定を受けている者、又はI SMSの認証取得をしている者であること。

3 説明書、基本仕様書等の配布方法

説明書、基本仕様書等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和4年度 方式・案件名」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和5年1月13日（金）まで

（広島市役所の閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

TEL 082-504-2238（直通）

FAX 082-504-2259

E-Mail monozukuri@city.hiroshima.lg.jp

4 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和5年1月13日（金）まで（広島市役所の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 基本仕様書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、1月17日（火）を期限として質問者に対し随時回答するとともに、広島市ホームページでもその内容を公表する。

5 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期間

公示日から令和5年1月19日（木）まで（広島市役所の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出してください。

6 受託候補者の特定

企画提案書の審査は、「省エネ機器導入支援事業」事務局運営等業務プロポーザル審査委員会が行う。

(1) 審査基準

説明書による。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

7 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) その他

詳細は説明書による。